

## 「鶴岡市新規創業促進助成金」に係るQ & A

令和5年7月3日

### 1. 事業形態について

問1. 対象となる創業の形態は？

答 原則として自己資本により起業し、創業者本人が自らの経営判断により、独自性・独創性を発揮し、営利事業を営む方を対象としています。  
事業形態については要領をご確認ください。

問2. 鶴岡市外に在住している代表者が、鶴岡市内に法人を設立した場合は対象となるか？

答 対象となります。

問3. 従業員が独立開業する。グループ企業の位置づけだが助成対象となるか？

答 法人の代表者となっている者の起業でないこと、設立する企業の資本金額または出資総額の50%以上が特定の第三者によるものでないこと等の要件を満たすものであれば、対象とします。

問4. 元会社役員の創業は助成対象となるか？

答 前社を退職している者については対象となります。ただし、申請は1人一度限りです。

問5. 個人事業を営んでいるが、新たに法人を設立する場合は対象となるか？

答 既に事業を営んでいることとなるため、対象外です。  
ただし、県外に住んでいる個人事業主が、本市に移住し法人を設立する場合は対象となります。（市内の創業支援機関と連携することを条件とします。）

問6. 家業を事業承継し、事業拡大を図りたい。対象となるか？

答 事業承継そのものに係った費用は対象外ですが、事業拡大に係るもので、助成金の要綱に定める費用は対象とします。

問7. 給与収入や年金収入等のある者が、副業の位置づけで創業する場合は対象となるか？

答 対象外となります。また、主たる事業であっても、売上が少額であるなど単独での経営が成り立たないと判断されるものも対象外となります。

問8. 少額投資で事業を開始したい。対象となる金額の範囲は？

答 交付申請金額が1万円未満となるものは、対象外とします。

## 2. 対象経費について

問1. 店舗等借入料について、自宅兼店舗は助成対象となるのか。

答 自宅兼店舗については、原則対象外となります。ただし、創業のために住居ごと転居し、住宅部分と店舗部分が明確に区分されており、かつ借入料も契約書等に明記されている場合などは、店舗部分について助成対象とできる場合がありますので、ご相談ください。

問2. 固定電話・インターネット通信費及びキャッシュレス決済導入に係る費用について、WiFi・LAN 機器も助成対象となるのか。

答 WiFi、LAN 機器について、購入した場合は対象外となります。ただし、通信費の内訳として、リース・レンタル料が含まれている場合は契約初月から3ヶ月間を上限として助成対象とします。なお、キャッシュレス決済導入に導入時に、決済端末を新たに購入する場合は助成対象とします。（決済端末がタブレット・スマートフォンなど汎用性の高い機器の場合は対象外です。）

問3. 店舗等リフォームに係る工事費について、自宅兼店舗のリフォームは助成対象となるのか。

答 元々自宅であった住居の一室を店舗として使用する場合は対象外となります。なお、自宅を増築する形で、新たに店舗スペースを設ける場合や、創業のために住居ごと転居し、住宅部分と店舗部分が明確に区分されている場合は、店舗部分について助成対象とすることができる場合がありますので、ご相談ください。

問4. 商品原材料、パッケージ代、水道光熱費、ガソリン代等は助成対象になるのか。

答 原則、商品価格に転嫁できる費用は助成対象外となります。

問5. 消耗品は助成対象となるのか。

答 助成対象外となります。

問6. 助成対象外となる汎用性が高い物品等の例は？

答 車両、パソコン及びその周辺機器、タブレット端末、スマートフォン（携帯電話）WiFi・ルーター・LAN 機器、カメラ、コピー機、スキャナー、プリンター等汎用性の高い機器などが該当します。また、家電等の日常生活にも使用するような機器も汎用性が高いと考えられます。対象になるかどうかかわりかねる場合は適宜お問合せください。

問7. 機械設備費のみ助成対象としたいが可能か。

答 機械設備費については、助成対象経費総額の2分の1までを助成対象経費として計上できますので、他に助成対象とする経費が必要となります。そのため、機械設備費のみを助成対象経費として計上することはできません。